

2. いろいろな 届出 <手続き>

(1) 住む ところなどの 届出

しみんか 市民課 0749-65-6511

◆ 在留カード

在留カードは、3か月より長く日本にいる外国人が持つ身分証明のカードです。いつも持っていてください。日本に着いた外国人は、空港で在留カードをもらいます。在留カードをもらうことができない空港に着いたときは、あとでカードが家に届きます。日本で生まれた外国人(赤ちゃん)は、生まれてから30日以内に入国管理局で手続きをして在留カードをもらいます。



◆ 住居地<住む ところ>の 届出

在留カードや特別永住者証明書を持っている外国人は、住んでいるところを市役所に教えてください。長浜市に引っ越したときは、14日以内に転入届を出してください。長浜市の外へ引っ越すときは、転出届を出してください。

◆ 住居地<住む ところ>以外の 届出

【中長期在留者】<在留カードを持っている人>

在留カードに書いていることで、住んでいるところ以外のことを変えるときは、入国管理局で手続きをしてください。在留カードをなくしたときも、入国管理局で手続きをしてください。市役所ではできません。

【特別永住者】<特別永住者証明書を持っている人>

特別永住者証明書に書いていることで、住んでいるところ以外のことを変えるときは、市役所の市民課で手続きをしてください。

◆ 続柄 <世帯主との 関係>

世帯主<家庭の 中心の人>との 関係を、続柄と います。たとえば「子」「妻」などです。

住民票<正式な 住所が 書かれている 紙>に、続柄を 載せたいときは、続柄を 証明する書類が 必要です。たとえば、出生証明書<子どもが 生まれたことを 証明する 紙>や、婚姻証明書<結婚したことを 証明する 紙>です。

続柄を 証明する 書類が 無いときは、「同居人 <一緒に 住んでいる人>」として 載ります。

◆ **通称** <いつも 使う 名前>

正式な 名前ではないけど、日本で いつも 使う 名前を、通称と います。住民票に 通称を 載せることができます。一度 載せた 通称は、変えることが できません。(ただし、結婚して 名前が 変わったときは、通称を 変えることができます。)

通称は、① または ②の 方法で 載せます。

① **親(または 夫や 妻)の 名字が 通称のとき**

【必要なもの】

通称に 使う 名字が 確認できる 書類(戸籍謄本など)

本人と 親(または 夫や 妻)の 関係を 証明する 書類(婚姻証明書、出生証明書など)

※外国語で 書いてある 書類は、日本語訳も 一緒に 必要です。

② **それ以外の 名前が 通称のとき**

【必要なもの】

日本で 通称を 使っていることが 分かるもの 2つ以上


(社員証、学生証、健康保険証、通帳など)

続柄や 通称を 住民票に 載せたい人は、市役所の 市民課に 聞いてください。



(2) **戸籍**についての 届出

市民課 ☎ 0749-65-6511

市役所の 市民課(または北部合同庁舎 ぐらし窓口課、各支所窓口)で 届出 を 出してください。死亡届は、市民課、ぐらし窓口課、浅井支所窓口、高月支所窓口しか 届出 を 出せません。

こんなとき	すること	必要なもの(市役所に 持って行くもの)
あか 赤ちゃんが う 生まれたとき 	しゅっしょうとどけ 出生届を だ 出してください。 う 生まれた 日 から 14日以内に だ 出してください。	しゅっしょうとどけ しゅっしょうしょうめいしょ <input type="checkbox"/> 出生届(出生証明書) けんこうほけんしょう <input type="checkbox"/> 健康保険証 ぼ しけんこうてちよう <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 ちち はは こくせきしょうめいしょ ばすぼーと <input type="checkbox"/> 父、母の国籍証明書(パスポートなど) ちち はは ざいりゅうかーど <input type="checkbox"/> 父、母の在留カードなど ひつよう もちもの てつづ ※必要な持ち物・手続きは こちらから 確認してください。 てつづきが いどにんしん しゅっせい ペーじ (手続きガイド妊娠・出生ページ)



<p>ひと 人が し 死んだとき</p>	<p>しほうとどけ 死亡届を だ 出してください。</p> <p>し 死んだことが わ 分かった日から にちい 7日以内に だ 出してください。</p>	<p>しほうとどけ しほうしんだんしょ □死亡届(死亡診断書) ざいりゅうかーど □在留カードなど こくみんけんこうほけんひほけんしゃしょう ひと □国民健康保険被保険者証(ある人のみ) ふくしいりょうひじゅきゅうけん じよせいけん ひと □福祉医療費受給券(助成券)(ある人のみ) こくみんけんこうほけんこうれいじゅきゅうしゃしょう ひと □国民健康保険高齢受給者証(ある人のみ) こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしょう ひと □後期高齢者医療被保険者証(ある人のみ) かいごほけんひほけんしゃしょう ひと □介護保険被保険者証(ある人のみ) いんかんとうるくしょう ひと □印鑑登録証(ある人のみ) ひつようもちものてつづき かくにん ※必要な持ち物・手続きは こちらから 確認してください。 てつづきがいでしほう (手続きガイド死亡ページ)</p> 
<p>けっこん 結婚するとき</p> 	<p>こんいんとどけ 婚姻届を だ 出してください。</p> <p>こんいんとどけ だ 婚姻届を出した けっこん ときから結婚した ことになります。</p>	<p>こんいんとどけ けっこん し おっと つま がい せいじん □婚姻届(結婚することを 知っている 夫と 妻以外の 成人 ふたり しょめい ひつよう した 2人の 署名とはんこが 必要です。) おっと つま りょうほう □夫、妻の 両方のはんこ(※1) まどぐち い ひと ほんにんかくにん しょるい □窓口へ 行く人の 本人確認ができる 書類 ざいりゅうかーど うんてんめんきょしょう ばすぽーど (在留カード、運転免許証、パスポートなど) おっと つま こくせきしょうめいしょ ばすぽーど □夫、妻の 国籍証明書(パスポートなど) こんいんようけんぐ びしょうめいしょ どくしん けっこん ねんれい □婚姻要件具備証明書<独身で、結婚できる 年齢であるこ となどを 証明する 書類>(元のもの と 日本語訳の りょうほう 両方) こくせき ほか しょるい ひつよう ※国籍によって、他の 書類が 必要などときが あります。 がいこくせき ひと こんいんとどけで とき ひつよう しょるい した し 外国籍の人の婚姻届出の時に必要な書類は下の URL(市 やくしよほーおページ)を参考にしてください。 https://www.city.nagahama.lg.jp/0000012559.html</p>
<p>りこん 離婚するとき</p>	<p>りこんとどけ 離婚届を だ 出してください。</p> <p>りこんとどけ だ 離婚届を出した りこん ときから離婚した こと になります。</p>	<p>りこんとどけ りこん し せいじん ふたり しょめい □離婚届(離婚することを 知っている、成人した 2人の 署名 ひつよう とはんこが 必要です。) こくせきしょうめいしょ ばすぽーど □国籍証明書(パスポートなど) おっと つま りょうほう □夫、妻の 両方のはんこ(※1) まどぐち い ひと ほんにんかくにん しょるい □窓口へ 行く人の 本人確認ができる 書類 ざいりゅうかーど うんてんめんきょしょう ばすぽーど (在留カード、運転免許証、パスポートなど) こくせき ほか しょるい ひつよう ※国籍によって、他の 書類が 必要などときが あります。</p>

がいこくじん か しょめい さいん とどけ だ
※1 外国人は はんこの 代わりに 署名(サイン)で 届を 出すことができます。

(3) 印鑑登録

しみんか でんわ
市民課 ☎ 0749-65-6511

日本では、署名(サイン)の代わりにはんこを使います。はんこには2種類があります。いつも使う「認印」と、大切な書類に使う「実印」です。

「実印」は、市役所で「印鑑登録」という手続きをしたはんこです。住民登録している人(長浜市に住んでいる人)が印鑑登録できます。15歳以上の人ができます。登録できるはんこは1人1個です。印鑑登録をした人は、「印鑑登録証(カード)」をもらいます。



◆印鑑登録するときに必要なもの

- 登録するはんこ
- 窓口へいく人の顔写真のある本人確認ができる証明書
(在留カード、運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)

※本人が市役所で手続きしたときは、手続きをした日に印鑑登録が終わります。

※代理人<かわりの人>が手続きするときは、委任状<かわりの人にたのむことをかいた紙>が必要で、代理人が手続きしたときは、手続きをした日には印鑑登録が終わりません。

【登録できないはんこ】

- 直径が8ミリメートルより小さいはんこや25ミリメートルより大きいはんこ
- 字がはっきりしていないはんこ
- ゴムのはんこ
- 外のまるい形がないはんこ
- 名前以外のことがかいてあるはんこ

◆印鑑登録証(カード)やはんこをなくしたとき、印鑑登録をやめるとき
本人が市役所で手続きをしてください。

◆印鑑登録証明書(印鑑証明書ともいいます)

印鑑登録証明書は、あなたの実印(はんこ)があなたのものであることを証明する紙です。日本では、大切な書類(家や車を買うときなど)に「実印」と「印鑑登録証明書」が必要です。印鑑登録証明書が必要なときは、「印鑑登録証(カード)」を持って、市役所に行ってください。

(4) マイナンバー(個人番号)カード

しみんか でんわ
市民課 ☎ 0749-65-6511

「マイナンバー(個人番号)カード」は、顔の写真とICチップがついたカードです。住所・名前・

マイナンバー（個人番号）などが書いてあります。身分証明書として使うことができます。また、コンビニ等証明書交付サービスや e-Taxなどに使うことができます。



◆マイナンバーカードをもらう

初めてマイナンバーカードをもらうときはお金は要りません。マイナンバーカードが必要な人は、カードの交付申請<もらうために申しこむ>をしてください。郵便・パソコンなどで申しこむことができます。また、市役所で申しこむこともできます。市役所では、申しこむために必要な顔写真を無料で撮ることができます。申しこんだあと、1か月くらいで通知<カードをわたす準備ができたことを知らせる紙>が郵便で届きます。カードは市役所でもらいます。

◆マイナンバーカードの有効期限<使うことができなくなる日>

在留カードに書いてある在留期間満了日が、マイナンバーカードの有効期限です。永住者は、カードをもらったあと10回目(17歳以下は5回目)の誕生日が有効期限です。

◆コンビニ等証明書交付サービス

マイナンバーカードを使って、コンビニなどのマルチコピー機で証明書をもらうことができます。市役所の窓口より150円安いです。ぜひ使ってください。もらうことができる証明書は「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」、「戸籍証明書」、「戸籍の附票の写し」、「印鑑登録証明書」、「所得証明書(所得を証明するもの)」です。

(5)届出をする窓口

(1)市役所の窓口がいている時間

【時間】午前8時30分から午後5時15分まで
 ※土曜日・日曜日・祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は休みです。

(2)延長窓口(木曜日だけ、いつもより長い時間 いている窓口があります。)

【窓口】本庁舎 市民課、税務課、滞納整理課、保険年金課

北部合同庁舎くらし窓口課

【曜日】毎週 木曜日(祝日と年末年始以外)

【時間】午後7時まで

【手続きできる内容】

